

命令の案
フルトラニル

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
米（玄米をいう。）	○ 2	2.0
小麦	● 0.05	2.0
大豆	0.5	0.5
らっかせい	0.5	0.5
ばれいしょ	0.2	0.2
こんにゃくいも	0.2	0.2
てんさい	● 0.2	1.0
かぶ類の葉	○ 0.07	
はくさい	○ 0.07	
キャベツ	○ 2	2.0
芽キャベツ	○ 0.07	
ケール	○ 0.07	
こまつな	○ 0.07	
きょうな	○ 0.07	
チンゲンサイ	○ 0.07	
カリフラワー	○ 0.05	
ブロッコリー	○ 0.05	
その他のあぶらな科野菜 ¹	○ 10	
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	○ 3	3.0
その他のきく科野菜 ²	○ 2	2.0
ねぎ（リーキを含む。）	1	1
その他のゆり科野菜 ³	○ 5	
みつば	2	2
トマト	● 0.03	0.05
ピーマン	0.7	0.7
なす	●	0.05
その他のなす科野菜 ⁴	○ 0.1	
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.05	0.05
ほうれんそう	○ 2	2.0
しょうが	○ 5	1
えだまめ	○ 2	2.0
その他の野菜 ⁵	○ 1	1.0
日本なし	●	2
西洋なし	●	2
いちご	3	3
その他のハーブ ⁶	○ 10	2
牛の筋肉	● 0.05	0.05
豚の筋肉	● 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ⁷ の筋肉	● 0.05	0.05
牛の脂肪	● 0.1	0.1
豚の脂肪	● 0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.1	0.1
牛の肝臓	○ 0.5	0.2

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
豚の肝臓	○ 0.5	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.5	0.2
牛の腎臓	○ 0.5	0.1
豚の腎臓	○ 0.5	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.5	0.1
牛の食用部分 ⁸	○ 0.5	0.05
豚の食用部分	○ 0.5	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.5	0.05
乳	● 0.05	0.05
鶏の筋肉	● 0.05	0.05
その他の家きん ⁹ の筋肉	● 0.05	0.05
鶏の脂肪	● 0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	● 0.05	0.05
鶏の肝臓	● 0.05	0.05
その他の家きんの肝臓	● 0.05	0.05
鶏の腎臓	● 0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	● 0.05	0.05
鶏の食用部分	● 0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	● 0.05	0.05
鶏の卵	● 0.05	0.05
その他の家きんの卵	● 0.05	0.05
魚介類	2	2
米ぬか	10	10
精米		1

●：規制強化品目
○：規制緩和品目

* 基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

* 今回基準値を設定するフルトラニルとは、農産物及び魚介類にあつてはフルトラニルをいい、畜産物にあつてはフルトラニル及び加水分解により2-トリフルオロメチル安息香酸に変換される代謝物をフルトラニルに換算したものの和をいう。なお、現行の規制対象は、農産物及び魚介類においてはフルトラニルのみとし、畜産物においてはフルトラニル及び代謝物D【 α, α, α -トリフルオロ-3'-ヒドロキシ-*o*-トルアニリド】をフルトラニル含量に換算した和としている。また、代謝物Dにおいては、遊離体、グルクロン酸抱合体及び硫酸抱合体が含まれるものとしている。今回の改正に当たり、農産物及び魚介類においては残留の規制対象に変更はない。

* 「精米」に設定されているフルトラニルの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「精米」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「米（玄米をいう。）」の残留基準値への適・不適を確認する。

1. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
2. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
3. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

4. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
5. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
6. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
7. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。以下この表において同じ。
8. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。以下この表において同じ。
9. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。以下この表において同じ。